

神奈川県立横浜明朋高等学校長 様

次のとおり、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

【1】申請者について

保護者1	フリガナ		高校生等との関係	☐ 親権者（父） ☐ 親権者（母） ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）
	氏名			
	住所	〒神奈川県		
保護者2	フリガナ		高校生等との関係	☐ 親権者（父） ☐ 親権者（母） ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）
	氏名			

【2】申請区分

通常給付	☐ ①生活保護受給世帯（生業扶助の高等学校等就学費を7月1日時点で受給している）
	☐ ②住民税非課税世帯
	☐ ③令和8年度県民税・市民税所得割額合計100円～105,499円の世帯
	☐ ④令和8年度県民税・市民税所得割額合計105,500円～182,499円の世帯
家計急変	☐ 家計急変により保護者等の収入が減少した世帯

生活保護受給世帯であるにもかかわらず、②の世帯区分で申請した場合、奨学給付金を返還していただきます。

【3】高校生等の状況

フリガナ			生年 月 日	☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日				
氏名									
在学する学校	学校の名称	神奈川県立横浜明朋高等学校			課程	☐ 全日制 ☐ 通信制	☒ 定時制	在学年	年
	在学期間	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日							
過去の高等学校等における在学期間	学校名	在学期間	課程	在学中に給付金を受給した回数					
		～		☐ なし	☐ 1回	☐ 2回	☐ 3回	☐ 4回	☐ 不明
	学校名	在学期間	課程	在学中に給付金を受給した回数					
		～		☐ なし	☐ 1回	☐ 2回	☐ 3回	☐ 4回	☐ 不明

【4】国籍・在留資格

☐ ① 日本国籍
☐ ② 特別永住者
☐ ③ 永住者
☐ ④ 日本人の配偶者等
☐ ⑤ 永住者の配偶者等
☐ ⑥ 定住者のうち将来永住する意思がある
☐ ⑦ 家族滞在のうち、日本国の小学校、中学校を卒業した者であって、高校等卒業後に日本で就労して定着する意思がある
☐ ⑧ 上記以外（令和8年度新入生で在留資格「留学」除く）

(④～⑧の方のみ記入)
在留期間満了日

年 月 日

⑥、⑦において意思がない場合は、⑧になります。
⑧に該当する場合で、令和8年度新入生で在留資格が「留学」の場合は、本給付金は対象外となります。

【5】振込先口座

振込先口座	金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協	金融機関コード				支店名等		本店・支店・ 本所・支所・ 出張所	支店コード		
	預金 種目	普通・当座・貯蓄	口座 番号							口座名義人 (申請者)			

【県使用欄】

保護者 1 所得割額		保護者 2 所得割額		所得割合算額（★）	
支給決定額		学校充当額		申請者入金額	
全日・定時	★=0円⇒143,700円	通信	★=0円⇒50,500円	生活保護	
	0<★<105,500円⇒47,900円		0<★<105,500円⇒16,830円	32,300円	
	105,500円≤★<182,500円⇒35,930円		105,500円≤★<182,500円⇒12,630円		

○生業扶助を受けていることがわかる書類もしくは課税状況がわかる書類について

所得状況	提出書類	備考
☐ 生活保護世帯	生活保護受給証明書	福祉事務所が7月1日以降に発行した生活保護受給証明書
☐ 生活保護世帯以外	次の者の（非）課税証明書等	
☐ ①親権者（両親）2名	生徒が未成年（18歳未満）で、親権者が2人存在する場合 ※単身赴任の場合も2名分必要	
☐ ②親権者1名	離婚、死別等により親権者が1名の場合 親権者は2名いるが、DVや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、一方の親権者分を提出できない場合 等	
☐ ③未成年後見人	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 ※複数人選任されている場合は全員分	
☐ ④主たる生計維持者2名	生徒が在学中に成人した場合で、成人直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合	
☐ ⑤主たる生計維持者1名	生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等	
☐ ⑥生徒本人	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等	

次の理由により、上表の書類を提出しません。

□	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため
---	--

国籍/在留資格	提出書類	備考
☐ 日本国籍	住民票の写し（原本）	
☐ 特別永住者	・ 特別永住者証明書の写し ・ 住民票の写し（原本） のいずれか	・ 特別永住者証明書をコピーしたもの ・ 住民票の写しは国籍・在留資格等の記載があるもの
☐ 永住者 ☐ 日本人の配偶者 ☐ 永住者の配偶者 ☐ 定住者 ☐ 留学（新入生除く）	・ 在留カードの写し ・ 住民票の写し（原本） のいずれか	・ 在留カードはコピーしたもの ・ 住民票の写しは国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの ※永住者については、住民票の写しに在留期間の記載は不要です。 ※定住者は、将来永住する意思がある者が対象です。
☐ 家族滞在	・ 在留カードの写し ・ 住民票の写し（原本） のいずれか <u>及び</u>、以下のいずれか一つ 日本の小学校及び中学校の ・ 卒業証書の写し ・ 卒業証明書の原本 のいずれか	・ 在留カードはコピーしたもの ・ 住民票の写しは国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの ※小学校、中学校とは、特別支援学校（小・中）又は義務教育学校の 前後期及び中等教育学校の前期課程も含みます。 ※高校等卒業後、日本で就労して在留する意思がある者が対象です。

次の事項に同意する場合は、☐にチェックを付けてください。

□	高校生等就学支援金等の申請で提出した課税証明書や在留カードの写し等を使用して高校生等奨学給付金の支給審査をする事に同意します。
---	---

次のことを確認し、誓約（委任）します。

申請者氏名 _____

- ・申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- ・この申請の対象となる高校生等は、7月1日時点※、児童福祉法による児童入所施設措置費等（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高齢者等を除く。））の支弁対象ではありません。※家計急変申請は事由発生日の属する翌月の初日
- ・（非課税世帯のみ）7月1日時点で生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））を受けていません。
- ・（申請者が主たる生計維持者の場合のみ）私と高校生等本人は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあります。
- ・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任します。

（注）神奈川県立学校以外の学校では、上記の下線部を次のように変更して使用。

【学校使用欄】 学校受付印	次のことについて確認しました。	
	・ □令和8年7月1日現在、 本校の ・ □就学支援金 □学び直し支援金 の受給資格を有する（補助要件を満たす）者です。 ・ 納付金等について、（ □未済なし / □未済あり（	□全日制 ☑定時制 □通信制 課程に在学します。 円） 学校長の氏名 榎本 譲治 職印
学校の名称 神奈川県立横浜明朋高等学校 学校の電話番号 045-836-1686		